

令和２年度答申第９１号
令和３年３月２４日

諮問番号 令和２年度諮問第９９号（令和３年２月１０日諮問）
審 査 庁 厚生労働大臣
事 件 名 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律２９条１項に基づく入院措置に関する件

答 申 書

審査請求人×からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、結論において妥当である。ただし、本件審査請求に係る処分が継続的事実行為であるにもかかわらず、本件審査請求の対象を当該処分の審査請求提起時点までの部分に限定している点は是正すべきである。

理 由

第１ 事案の概要

本件は、審査請求人×（以下「審査請求人」という。）が、Ａ知事（以下「処分庁」という。）から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号。以下「精神保健福祉法」という。）２９条１項の規定に基づき、入院措置の処分（以下「本件処分」という。）を受けたことから、これを不服として審査請求をした事案である。

１ 関係する法令の定め

（１）入院措置開始までの手続について

ア 精神保健福祉法２３条は、警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、

直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならないと規定している。

イ 精神保健福祉法 27 条 1 項及び 3 項は、都道府県知事は、警察官から上記アの通報を受けた場合は、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者について調査の上必要があると認めるときは、職員立会いのもと、都道府県知事が指定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）にその者を診察させなければならない旨規定するとともに、同法 28 条 1 項は、上記の診察に当たっては、現にその者の保護の任に当たっている者に対し、あらかじめ診察の日時及び場所を通知しなければならないと規定している。

ウ 精神保健福祉法 29 条 1 項及び 2 項は、都道府県知事は、2 人以上の指定医が、同法 28 条の 2 に基づく厚生労働大臣の定める基準に従い、上記精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて各指定医の診察の結果が一致した場合には、当該精神障害者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができると規定している。

この場合において、精神保健福祉法 29 条 3 項は、都道府県知事は、当該精神障害者に対し、入院措置を採る旨及び同法 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関すること等を書面で知らせなければならないと規定している。

エ 精神保健福祉法 29 条の 2 の 2 第 1 項は、都道府県知事は入院措置を採ろうとする精神障害者を当該入院措置に係る病院に移送しなければならないと規定し、同条 2 項は、当該移送を行う場合には、当該精神障害者に対し、当該移送を行う旨等を書面で知らせなければならないと規定している。

(2) 指定医の診察又は精神医療審査会の審査に基づく入院措置の解除について

ア 精神保健福祉法 29 条の 4 第 1 項及び 2 項は、都道府県知事は、指定医による診察の結果、同法 29 条 1 項により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったとき

は、直ちに、その者を退院させなければならないと規定している。

イ 精神保健福祉法 38 条の 2 第 1 項は、措置入院者を入院させている病院（以下「精神科病院」という。）の管理者は、措置入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令 31 号。以下「精神保健福祉法施行規則」という。）で定める事項を、定期的に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならないと規定し（精神保健福祉法施行規則 19 条）、精神保健福祉法 38 条の 3 第 1 項は、上記定期の報告（以下、この定期の報告に係る書面を「定期病状報告書」という。）があったときは、都道府県知事は、当該報告に係る事項を同法 12 条所定の精神医療審査会に通知するとともに、当該措置入院者について、その入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならないと規定している。

ウ 精神保健福祉法 38 条の 4 は、措置入院者又はその家族等は、都道府県知事に対し、措置入院者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し措置入院者を退院させることを命じることを求めることができると規定し（以下「退院等の請求」という。）、同法 38 条の 5 第 1 項は、都道府県知事は、退院等の請求の内容を精神医療審査会に通知するとともに、当該請求に係る措置入院者について、その入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならないと規定している。

エ 精神保健福祉法 38 条の 3 第 2 項及び同法 38 条の 5 第 2 項は、精神医療審査会は上記イ及びウの求めについて審査をし、その結果を都道府県知事に通知しなければならないと規定し、同法 38 条の 3 第 4 項及び同法 38 条の 5 第 5 項は、精神医療審査会の審査の結果、当該措置入院者の入院が必要でないと認められた場合には、都道府県知事は、措置入院者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならないと規定している。

オ 精神保健福祉法 38 条の 5 第 6 項は、同条 2 項で通知された精神医療審査会の結果及びこれに基づき採った措置を退院等の請求をした者に通知しなければならないと規定している。

カ 精神保健福祉法 38 条の 6 は、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、その指定する指定医に精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 令和元年6月3日午後2時30分、処分庁は、B警察署（以下「本件警察署」という。）から、審査請求人について精神保健福祉法23条に基づく通報を受理し、同日午後3時22分、審査請求人を保護していた本件警察署に赴いて、当該通報に係る事実につき審査請求人及びその姪から聴取するなどして審査請求人の状況を確認した。

（精神障害者に関する通報書、措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票）

- (2) 処分庁は、上記(1)の確認の結果、審査請求人について精神保健福祉法27条1項に基づく診察を行うことを決定し、令和元年6月3日午後4時20分、審査請求人に対し同項に基づく診察を行うことを伝えた上、同日午後4時25分から午後4時45分まで、本件警察署において、審査請求人の姪及び職員立会いのもと、指定医1名による診察（以下「第1診察」という。）を行った。

（措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票、措置入院に関する診断書）

- (3) 第1診察の結果、審査請求人について、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院させなければその精神障害のために他人に害を及ぼすおそれ（以下「他害のおそれ」という。）があると認められたため、処分庁は、令和元年6月3日午後5時10分、審査請求人に対し、2番目の指定医による診察（以下「第2診察」という。）のための移送告知を行い、同日午後5時18分から午後6時2分にかけて、審査請求人を本件警察署からC病院に警察車両で移送した。

（措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票、移送に際してのお知らせ（診察用））

- (4) 令和元年6月3日午後6時10分から午後6時35分、処分庁は、C病院において、審査請求人に対し第2診察を行うことを伝えた上、審査請求人の姪及び職員立会いのもと、第1診察を行った指定医とは別の指定医1名による第2診察を行った。

（措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票、措置入院に関する診断書）

- (5) 第2診察の結果、審査請求人について、他害のおそれがあると認められたため、処分庁は、本件処分を行うこととし、令和元年6月3日午後6時

40分、審査請求人に対し、入院措置（本件処分）を採る旨及び退院等の請求に関すること等を書面で通知した。

（措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票、措置入院決定のお知らせ）

- （6）処分庁は、審査請求人に対し、入院措置のための移送告知を行い、令和元年6月3日午後6時45分から午後7時20分にかけて、審査請求人をD病院に警察車両で移送し、本件処分をした。

（措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票、移送に際してのお知らせ（入院用）、措置入院命令書）

- （7）審査請求人は、令和元年7月10日付けで、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をするとともに、処分庁に対し、退院等の請求をした。

（審査請求書、退院等の請求書）

- （8）上記（7）の退院等の請求を受け、処分庁がE精神医療審査会に対し本件処分の必要性についての審査を求めたところ、同審査会は、令和元年8月22日、審査請求人及びその主治医の意見聴取を行った結果、「引き続き現在の入院形態での入院継続が必要である」と判断した。処分庁は、同月28日、審査請求人に対し、同審査会による判断の結果を通知した。

（退院等請求に関する審査結果について（お知らせ））

- （9）審査庁は、令和3年2月10日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

自分には妄想、幻聴及び他害のおそれはなく、統合失調症でもない。本件処分に係る判断には誤りがあり、人権を侵害されているから、本件処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件審査請求の対象について

本件処分は継続的事実行為であり、その処分性は処分が解除されるまで継続されるから、審査請求提起時点までにおける処分の違法性・不当性も審査対象として検討する必要がある。

2 本件審査請求提起時点までにおける本件処分の違法性・不当性について

審査請求人に係る診療録及び看護記録によれば、本件処分の開始時から審

査請求提起時点までの間、主治医、指定医及び病院職員による頻回の診察が行われているところ、「入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至った」事実は認められず、本件警察署からの通報を受けD病院に入院するに至るまでの手続及び措置入院中の処遇についても違法又は不当な点は認められない。

3 本件審査請求後の診察結果等について

令和元年7月10日付けで審査請求人から退院等の請求がされたため、同年8月22日にE精神医療審査会が本件処分の要否について審査した結果、現在の入院形態での入院が適当であると認められている。そして、同年9月11日付けの定期病状報告書を受けて同審査会で再度審査された結果、同年10月24日時点においても現在の入院形態での入院が適当であると認められている。このほか、精神保健福祉法38条の6の規定に基づき同月2日付けで作成された「措置入院者確認診察報告書」においても、措置入院継続が適当であると報告されている。

4 まとめ

したがって、審査請求人については、本件処分の開始時から継続して入院が必要な状態が続いていると判定されており、審査請求提起時点までの間に処分を終了できる状態にあったとは認められないことから、本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年2月10日、審査庁から諮問を受け、同月26日、同年3月18日及び同月24日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和3年3月11日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によれば、本件では、審査請求書の提出（令和元年7月16日）から審理員の指名（同年10月4日）までに約3か月、反論書の提出（令和2年1月20日）から審理手続終結の通知（令和3年1月5日）までに約1年を要している。令和2年4月1日に審理員の変更があったとしても、これだけの長期間を要しなければならなかった事情も見当たらず、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法（平成26年法律第68号）1条1項参照）ため、審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善するなど、迅速な審理手続を確保することについて真摯な対応が求められる。

(2) 上記(1)で指摘する点以外では、一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件処分の違法性・不当性の判断基準時について

処分についての審査請求の違法性・不当性の判断の基準時は、一般的には処分時と解されているが、本件処分は、継続的事実行為であるから、その違法性・不当性の判断の基準時は、裁決時（ただし、諮問の際は諮問時、答申の際は答申時と読み替える。以下同じ。）と解すべきである。この点、審査庁は、諮問説明書において「本件処分は継続的事実行為であり、その処分性は処分が解除されるまで継続される」との見解（以下「本件見解」という。）を示しながらも、審査請求提起時点までの違法性・不当性の有無を検討し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

しかし、審査庁が本件処分の性質について本件見解に立脚しながら、本件処分の違法性・不当性についての検討の対象を審査請求提起時点までに限定し、それ以降を検討の対象から除外することには理由がなく、一貫性を欠くといわざるを得ない。また、審査請求人が本件審査請求の申立てと併せて退院等の請求をしている（上記第1の2(7)）ことに照らせば、本件審査請求に当たっての審査請求人の意図は早期の入院状態からの解放に主眼があると推測されるから、本件審査請求の対象を審査請求提起時点までの事情に限定することはむしろ審査請求人の意図に反すると考えられる。そうすると、この点に関する審査庁の考え方は、処分の違法性・不当性の判断基準時について理解を誤ったものとして失当であり、審査庁は、本件見解に立脚するのであれば、審査請求提起後の事情についても検討の対象とした上で本件処分の違法性・不当性の有無について判断すべきである。

(2) 精神医療審査会の審査結果に基づく本件処分の妥当性の判断について

ア 審査庁は、上記第2の2記載のとおり、審査請求提起時点までの診療録及び看護記録からは「入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至った」事実は認められず、その他の処遇等についても違法又は不当な点は認められないとした上で、上記第2の3記載のとおり、本件処分が審査請求提起時点までにおいて適法かつ妥当であることの補足的な根拠として、E精神医療審査会による退院等の請求に関する審査結果（令和元年8月

22日付け）、定期病状報告を受けた審査結果（同年10月24日付け）及び指定医による「措置入院者確認診察報告書」（同月2日付け）も追加している。

審査庁が本件処分の性質について本件見解に立脚していることに加え、措置入院の継続の要否の判断が性質上高度な医学的専門性を要するものであり、その判断については精神保健福祉法が学識経験者らで構成される精神医療審査会（同法12条及び13条1項）による審査も予定していること等に照らせば、本件処分に係る判断に当たって、医学的専門性の裏付けのある上記各審査結果等を参照することは合理性を有する。措置入院者の病状は日々変化し得るものであるところ、上記各審査結果を参照した上での判断には一定の制約（定期病状報告書は、3か月又は6か月ごとにしか作成されない（精神保健福祉法施行規則19条1項4号）。）があることは事実であるが、可能な限り最新の時点までの精神医療審査会の審査結果を参照した上で措置入院の妥当性を判断することは否定されないというべきである。

イ そこで、当審査会は、令和3年3月3日、審査庁に対し、審査請求人に係る最新の定期病状報告書、E精神医療審査会の審査結果及びそれらを踏まえた審査請求人の入院継続の要否に関する見解の提出を求めたところ、審査庁は、審査請求人に係る令和2年12月18日付けの定期病状報告書（以下「最新定期報告書」という。）を提出した。

最新定期報告書のうち、「生活歴及び現病歴」の記載によれば、審査請求人は、令和元年6月3日にD病院に入院後、令和2年4月9日に呼吸困難となり、仮退院の上、F病院でうっ血性心不全の治療を受けたこと、同月10日にD病院に再入院した後、G病院に転院し、たこつぼ型心筋症と診断され、治療を受けた後、同月28日にD病院に再度入院したことが認められる。このような最新定期報告書の記載からすると、処分庁は、入院期間中に審査請求人が発症した各種の症状について、その都度、仮退院させて所要の医療機関に転院させるなどの的確な医療措置を適時にとっていたことがうかがわれる。

また、最新定期報告書のうち、治療の内容や指導の現状に係る記載によれば、審査請求人は、現在でも自らの病気に対する拒絶傾向があり、被害妄想、思考障害が強く、他患者に対する迷惑行為や病院職員に対する暴言、一方的な要求等がしばしば見られる状態であることなどから、「注意必要

度」としては「常に嚴重な注意」を要し、暴力行為等に十分注意しながら引き続き指導及び薬物療法等を行うこととされている。

そして、E精神医療審査会は、最新定期報告書を踏まえ、令和3年1月28日付けで、審査請求人については「現在の入院形態が適当」であると判断したことが認められ、審査庁は、これらの資料を併せて考慮しても、審査請求人は「本件処分の開始時から継続して入院が必要な状態が続いていると考える」との見解を示している（審査庁の同年3月11日付け事務連絡）。そうすると、審査庁は、本件処分について、同年1月28日時点においても特段違法又は不当な点はないとの判断を示していると解することができるから、これを踏まえて本件諮問に係る判断の可否を検討すると、上記の精神医療審査会の審査結果によれば、審査請求人については、令和3年1月28日時点においても被害妄想、思考障害等が残存し、暴力行為等について常に嚴重な注意を要する状態が継続しているから、審査請求人が精神障害者であり、かつ他害のおそれがあると認めて、本件処分の継続の必要があるという判断は妥当であり、審査請求人の主張は採用することができない。

なお、審査庁は、裁決を行うに当たっては、上記の説示の趣旨を十分に踏まえ、可能な限り最新の資料をもとに、本件審査請求後の本件処分の違法性・不当性の有無について判断すべきである。

3 まとめ

以上によれば、審査庁の諮問に係る判断は、本件処分の違法性・不当性の有無の判断に当たって審査請求提起時点までの事情のみを検討すべきであるとした点は是正すべきであるが、本件処分に違法又は不当な点は見当たらないとする判断は、結論において妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹